

インフルエンザ療養期間

インフルエンザは学校保健安全法により第2種学校感染症に定められています。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

は出席停止とされ、出席停止期間が過ぎるまでは自宅療養してください。

発症 発熱期間	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日間		解熱						
2日間			解熱					
3日間				解熱				
4日間					解熱			

症状が継続する場合等、出席停止期間がわからない場合は、受診した病院でご確認下さい。

手続きについて

*ポータル 学生向けFAQ ⇒ [公欠について必ずご確認ください。](#)

[公欠届.pdf](#)

療養期間経過後、学生証提示の上、『**医師の診断書**』（コピー可）または『**出席停止にかかる意見書**』及び個人時間割表を添付し、公欠届を期間経過後1週間以内に**学務課に提出**し、確認を受けた後、当該**授業の担当教員に提出**。

手洗いも大切ですが
空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下し、
インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内
では、加湿器などを使って適切な湿度（50～60%）を保つ
ことも効果的です。

